

ウトロ地域の保育ニーズに関するアンケートご協力をお願い

日頃より町政の推進にあたり多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、町では平成 27 年度より「斜里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に合わせた教育・保育の提供体制を進めることとしております。

つきましては、ウトロ地域で現在就学前のお子様をお持ちの保護者の皆様の保育に関する状況やご意見等について把握したく、アンケートを行いますのでご協力をお願いいたします。

なお、アンケートの結果は 11 月の下旬頃町ホームページで公表させていただく予定です。

時節柄お忙しいこととは存じますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

◇調査表記入と提出について

1 留意事項

- ・各設問の回答は番号を選択し、設問の右にある にご記入ください。
- ・裏面に現在のウトロ保育所の開設状況を、3 ページから 6 ページに「保育料の基準額表」「保育料の見方」がありますので参考にしてください。
- ・調査の対象は平成 28 年 10 月 1 日現在、ウトロ地域で就学前のお子さんがある世帯です。

2 提出先

同封の「ウトロ地域の保育ニーズに関するアンケート調査票」(3 枚ホチキス止めのもの)を次のとおり提出してください。

◇保育所を利用しているお子さんがいるご家庭は、今回配布する封筒に入れ保育所へ提出してください。

◇保育所を利用していないご家庭は、今回配布する封筒に入れ郵便で返送ください。

3 提出期限

平成 28 年 10 月 31 日 (月) までにお願ひします。

4 問合せ先

斜里町役場民生部こども支援課 TEL 23-3131 (内線 146・124)

平成 28 年 10 月

斜 里 町

[ウトロへき地保育所概要]

◇開設年

昭和 42 年

◇利用可能年齢

3 歳～5 歳児（ただし、3 歳以上のお子さんを受入れた上で更に受入れ可能であれば 2 歳児保育も実施しています。）※年齢は各年度 4 月 1 日現在です。

◇開所期間

4 月～12 月・2～3 月（1 月のみ休所の年間 11 ヶ月間です）

◇利用できる曜日及び時間

曜日	開設時間
月曜日～金曜日	8:00～16:00 ※申請により延長保育あり（最長 17:00 まで）
土曜日	8:00～12:00

◇休所日

日曜日・祝祭日・年末年始・保育所行事の振替休日・1 月・その他悪天候時等

◇その他

「保育所」は、本来保護者の就労などにより保育を必要とする場合のみ利用いただける施設ですが、ウトロ地域はウトロ保育所以外に幼稚園等が無いことから、保護者が就労していない場合なども申出をいただいた上で利用できることとしています。

[参考 1] へき地保育所保育料（月額）

（単位：円）

階層 区分	定 義	保 育 料
A	生活保護世帯等	0 円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	非課税世帯 2,000 円 (1,000)円
C 1		24,300 円未満 3,000 円 (1,500)円
C 2		48,600 円未満 4,000 円 (2,000)円
D 1		61,000 円未満 5,000 円 (2,500)円
D 2		73,000 円未満 6,000 円 (3,000)円
D 3		85,000 円未満 7,000 円 (3,500)円
D 4		97,000 円未満 8,000 円
D 5		121,000 円未満 (4,000)円
D 6		121,000 円以上 9,000 円
以上		

《注意事項》

※上表の「定義」で定める税額は、保護者の方（父・母）両方の町民税の年額を合計した金額です。

※上記「保育料」欄の（ ）内の金額は、同一世帯から2人以上のお子さんが保育所を利用している場合の2人目以降のお子さんの保育料です。（1人目の半額）

※この表の金額の他に給食費（H28年度は月額3,900円）が掛かります。

※この表以外に町の減免制度（第三子以降保育料無料事業等）により保育料額が変わる場合があります。

【参考 2】 常設保育園（認定こども園）保育料（月額）

[注]「認定こども園」とは

幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です。（町内では斜里大谷幼稚園が今年度から認定こども園になりました。）保育料は常設保育園と同じです。

（単位：円）

認定こども園利用の場合 （1日原則4時間保育）の保育料			認定こども園・常設保育園利用の場合 （標準時間は1日11時間、短時間は8時間保育）の保育料								
1号認定		利用者負担	階層区分		2号認定				3号認定		
階層区分					3歳児		4歳以上児		3歳未満児		
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	町民税非課税世帯	2,000	B	町民税非課税世帯	3,000	3,000	3,000	3,000	4,000	4,000	
C1	町民税所得割課税額	25,700 円未満	5,000	C1	24,300 円未満	9,000	8,800	9,000	8,800	11,000	10,800
C2		51,400 円未満	8,000	C2	48,600 円未満	11,000	10,800	11,000	10,800	13,000	12,700
C3		77,200 円未満	12,000	D1	61,000 円未満	14,000	13,700	14,000	13,700	16,000	15,700
				D2	73,000 円未満	17,000	16,700	17,000	16,700	19,000	18,600
				D3	85,000 円未満	19,000	18,600	19,000	18,600	21,000	20,600
D1		211,300 円未満	16,000	D4	97,000 円未満	21,000	20,600	21,000	20,600	23,000	22,600
				D5	121,000 円未満	22,000	21,600	22,000	21,600	25,000	24,500
	D6			145,000 円未満	26,000	25,500	24,000	23,500	32,000	31,400	
	D7			169,000 円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	36,000	35,300	

D2	211,300 円以上	20,000	D8	213,000 円未満	33,000	32,400			38,000	37,300
			D9	257,000 円未満					40,000	39,300
			D10	301,000 円未満					45,000	44,200
			D11	397,000 円未満					47,000	46,200
			D12	397,000 円以上					54,000	53,000

《注意事項》

※上表の「階層区分」で定める税額は、保護者の方（父・母）の町民税の年額を合計した額です。

※同一世帯から2人以上のお子さんが保育所を利用している場合の2人目以降のお子さんの保育料は、上記金額の2分の1の額です。

※この表以外に町の減免制度（第三子以降保育料無料事業等）により保育料額が変わる場合があります。

[保育料の見方]

例 1

- 3歳児・8時間保育・世帯で保育所利用1人
- 父の町民税課税額 41,000円・母の町民税課税額 0円の場合

◇課税額は 保育料階層基準額 41,000円+0円=41,000円

◇へき地保育所の場合

⇒C2階層で月額保育料は 4,000円

◇常設保育園の場合は

⇒C2階層で月額保育料は 10,800円

例 2

- 5歳児・8時間保育・世帯で保育所利用1人
- 父の町民税課税額 41,000円・母の町民税課税額 41,000円の場合

◇課税額は 保育料階層基準額 41,000円+41,000円=82,000円

◇へき地保育所の場合

⇒D3階層で月額保育料は 7,000円

◇常設保育園の場合は

⇒D3階層で月額保育料は 18,600円

※ただし、へき地保育所はこの他に給食費（H28は3,900円）が追加となります。

※2人目以降は、この金額の半額になります。（給食費は半額になりません）